

重要なお知らせ

大型特殊車両に於ける不適切な分解整備作業の実施について

2020年6月30日

日本ニューホランド株式会社

日本ニューホランド株式会社（以下「弊社」）は大型特殊自動車の扱いに関し、道路運送車両法に定める認証を受けていない事業所に於いて不適切な分解整備作業、並びに、指定工場に於いて工場外での分解整備作業及び分解整備記録簿の未発行があったことを社内調査により把握し、監督官庁である国土交通省へ報告致しました。

本件により、弊社が販売する大型特殊車両をご愛用頂いております全てのお客様をはじめ関係各位の皆様へはご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は全社を挙げコンプライアンスの徹底を図り再発防止に努めてまいります。

1. 概要

大型特殊自動車（最高速度が 35 km/h 以上）に該当する全ての農耕トラクターにおいては、道路運送車両法に定める指定工場・認証工場の認可を受けなければ、継続検査及び一般整備の分解整備作業を行うことが出来ませんが、今般社内調査を行ったところ一部、法令の趣旨に沿わない分解整備作業を実施していたことが判明致しました。

2. 原因

1997年運輸省により特殊車両区分の見直しが行われ、小型特殊自動車の範囲が拡大され農耕トラクター等の特殊自動車の規制緩和措置（道路運送車両法施行規則第2条）が実施されました。

弊社は、全ての取り扱い車両が 35 km/h 未満のため、今までに販売された全車両が小型特殊車両に分類される事となりました。

2006年、最高速度 35 km/h 以上のトラクターTVTシリーズの販売を開始しておりますが弊社社内に於いて自動車分解整備事業の認証および分解整備に関する認識が不足しておりました。

3. 対象台数と対応

未認証工場で不適切があった分解整備は 10 台

認証工場での工場外分解整備作業は 2 台

認証工場で分解整備記録簿未発行は 7 台

該当する全ての機械につきましては、問題発生後直ちに弊社の指定工場にて安全確認を完了致しました。

4. 再発防止策

法令に関する教育ならびに、分解整備に対するガイドラインを作成し弊社社内での周知徹底を行ってまいります。また大型特殊車両修理時は弊社基幹システムを一部改善し注意喚起啓蒙を実施し再発防止に努めてまいります。

弊社主要拠点に認証工場を取得、社内専門窓口の設置及び社内監査項目を追加することとし、コンプライアンスの観点から全社を挙げ再発防止に向け取り組んでまいります。

以上